

令和6年4月1日より、電子ビザの発給を開始します。

なお、電子ビザの申請及び発給は、当館が査証申請代行業務を委託する日本ビザ申請センター（JVAC）を通じて行われます。

- ・対象ビザ：90日以内の観光を目的とする短期滞在一次査証
- ・インドネシアに居住するインドネシア国籍者は、IC旅券所持者であり、かつ、15日以内の短期滞在については、事前登録制による査証免除措置が適用されますので、同措置の対象外（非IC旅券所持者、もしくは16日以上短期滞在）となる申請にのみ、次世代システムの対象となります。
- ・インドネシアに居住する外国籍者は、短期滞在査証の取得が必要な国・地域籍者に限りません。

電子ビザの交付を受けた方は、空港において、モバイル端末で”visa issuance notice”を表示する必要があります（インターネット環境が必要です）。PDFデータ、スクリーンショット、プリントアウトでの提示は認められません。

[「査証発給通知書」の表示方法について](#)